



国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度 保険料・限度額認定証更新などの お知らせ



保険料の賦課決定通知書を送付します

7月中旬に国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の賦課決定通知書を送付します。
第1期の納期限は、7月31日(月)です。年金から差し引きされている人は、4・6月に2月の保険料額と同額が仮徴収されています。
国民健康保険料の賦課決定通知書は、世帯主宛に送付します。
☎市民税課(☎0848-38-9145)

介護 負担限度額認定の更新時期です

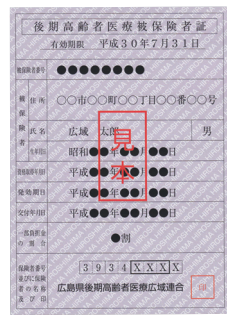
介護保険施設に入所したときや、短期入所サービスを利用したときに、申請により食費・居住費の負担を軽減する制度があります。
現在交付している認定証の有効期限は7月31日(月)です。新しい認定証が必要な人は、再申請してください。
【要介護・要支援認定を受けている人で、次のすべてに該当する人、または生活保護受給者】
①本人および世帯全員(世帯分離している配偶者含む)が市民税非課税
②預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下
申請に必要なもの 印鑑、本人と配偶者のすべての預貯金通帳等の写し(直近2カ月以内に記帳したもの)
※初めての申請も随時受け付けています。
申請場所 高齢者福祉課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)
☎高齢者福祉課(☎0848-38-9118)
☎因島福祉課(☎0845-26-6221)

国保 限度額適用認定証などの更新時期です

国保加入者が入院・手術等で医療機関を受診するときに、保険証に添えて提示すると支払い負担が限度額までになります。
現在の認定証は7月31日(月)までです。新しい認定証が必要な人は、再申請をしてください(70~74歳の人は、市民税非課税世帯の人が対象です)。
申請に必要なもの 保険証、現在お持ちの認定証、来庁者の本人確認書類、世帯主のマイナンバー
※適用区分「オ」か「II」の認定後、12カ月以内の期間の入院日数が90日を超えた場合、申請により、食事代がさらに減額になります。入院日数が確認できる書類を持参してください。
申請窓口 保険年金課各支所(御調地域は御調保健福祉センター)
☎保険年金課(☎0848-38-9142)

後期 保険証と限度額適用・標準負担額減額認定証の更新時期です

【後期高齢者医療被保険者証(保険証)】
8月1日(火)から使用する新しい保険証(紫色)を7月末までに、広島県後期高齢者医療広域連合から送付します。
8月1日以降は、新しい保険証を使用し、現在の保険証(橙色)は破棄してください。
【限度額適用・標準負担額減額認定証】
市民税非課税世帯の人が、医療機関で保険証に添えて提示すると、支払い負担が限度額までになります。
今までに限度額認定証の手続きをしたことがあり、今年度の市民税が非課税世帯の人は、保険証に同封します。
☎保険年金課(☎0848-38-9135)
☎広島県後期高齢者医療広域連合(☎082-502-3010)



70歳以上の人(※1)の高額療養費の自己負担限度額が8月診療分から変更になります

■平成29年7月診療分まで

所得区分	自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(※2)
現役並み所得者(課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円+(総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	44,400円
一般所得者	12,000円	44,400円	—
低所得者II	8,000円	24,600円	—
低所得者I		15,000円	—

■平成29年8月から平成30年7月診療分まで

所得区分	自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(※2)
現役並み所得者(課税所得145万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	44,400円
一般所得者	14,000円(年間上限14.4万円)(※3)	57,600円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円	—
低所得者I		15,000円	—

■平成30年8月診療分以降

所得区分	自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(※2)
現役並み所得者	課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	140,100円
	課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	93,000円
	課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	44,400円
一般所得者	18,000円(年間上限14.4万円)(※3)	57,600円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円	—
低所得者I		15,000円	—

※1 65歳以上の一定程度の障害がある人で、申請により後期高齢者医療保険制度に加入している人を含む。
※2 当月を含めた過去12カ月以内に3回高額療養費の該当となり、4回目以降該当。
※3 年間上限は1年間(8月診療分から翌年7月診療分)の自己負担額の合計額に対して適用。
※後期高齢者医療制度に加入している人は、1度申請すれば、振込先口座に変更がない限り、以後の申請は必要ありません。

☎保険年金課(国保 ☎0848-38-9142)
(後期 ☎0848-38-9135)



国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の軽減判定基準が一部変更になります

5割・2割軽減について、軽減の対象所得の基準が拡充されました。

軽減率	改正前(平成28年度)	改正後(平成29年度)
		世帯主と被保険者全員の前年中の所得金額の合計
5割	33万円+(26万5千円×被保険者数)以下	33万円+(27万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(48万円×被保険者数)以下	33万円+(49万円×被保険者数)以下

☎市民税課(☎0848-38-9145)

後期 75歳以上の皆さんへ 平成29年度から後期高齢者医療保険料の軽減率が変わります

【所得割の額が変わる人】所得が33万円~91万円の人(年金収入が153万円~211万円の人)
⇒所得割は、今までの5割軽減から2割軽減になります。
【均等割の額が変わる人】元被扶養者で、特定の要件に該当する人
⇒均等割は、9割軽減から7割軽減になります。
※低所得者に対する軽減に該当する人は、軽減割合が大きい方を適用。
(元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の勤め先の健康保険などで被扶養者だった人
特定の要件の例 単身であれば、年金収入が168万円を超える場合など。75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など)
☎市民税課(☎0848-38-9145)



■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
☎日付期間
☎申込方法
☎申込先
☎お問い合わせ先
☎内容
☎定員
☎電話
☎料金
☎料率
☎電子メール
☎ホームページ

くらしの窓
健康・福祉
子育て
スポーツ
芸術・文化
情報アラカルト
相談